

移住希望者向け市営住宅 (地域対応活用住宅)の申込について

本市への移住・定住を希望する方に、居住する住宅を取得するまでの期間等、定住の検討に要する期間の住居として、市営住宅を提供します。

入居される場合は、田村市営住宅の地域対応活用計画に係る目的外使用に関する事務取扱要綱に基づく条件を満たしていることが必要なほか、公営住宅法及び田村市営住宅等条例・規則等を遵守していただきます。

1. 入居資格

次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 市への移住を希望する者及びその者と現に同居し、または同居しようとする親族であること。(6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族、婚約者)
- (2) 入居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2. 入居申込について

(1) 申込方法

「地域対応活用住宅使用許可申請書」(様式第1号)に必要書類を添付して、市役所都市計画課または都路行政局産業建設係の窓口へ提出(郵送可)してください。

※ 同一の空き室に、同じ日に複数の申込があった場合は抽選となります。
抽選の方法等につきましては、申込者へ別途通知いたします。

(2) 必要書類

<申込者全員が提出する書類>

- 地域対応活用住宅使用許可申請書(様式第1号)
- 健康保険証のコピー(入居予定者全員のもの)
- 住民票(入居予定者全員のもの)(※3カ月以内に発行のもの)
- 所得証明書(収入がなくても所得0の所得証明書が必要です)

<該当者のみ提出する書類>

- 雇用証明書、給与支払証明書（就職して間もない方、転職した方）
- 離職票、雇用保険受給資格者証の写し（退職し現在収入がない方）
- 婚約証明書（結婚予定者で両親又は媒酌人の同意があるもの）
- 在留カード、または特別永住者証明書（外国人登録証明書も可）
- 障害者手帳等（身体・精神・療育）
- その他、入居資格を証明できる書類

（3）申込にあたっての注意事項

- ・一世帯で2カ所以上へ同時に申込はできません。
- ・現在、市内にお住まいの方は原則として申込できません。
- ・転勤による転入の方は申込できません。

3. 入居手続きについて

入居を許可された方は、入居許可日から10日以内に、下記の手続きを行ってください。

- 敷金の納入（住宅使用料（家賃月額）の3カ月分）
- 請書（連帯保証人の印鑑証明書・所得証明書を添付）及び念書の提出

※ 連帯保証人は入居者と同等以上の所得がある方に限ります。

※ 連帯保証人の代わりに民間の保証会社へ申し込むことも可能です。

※ 敷金は家賃の滞納等がなければ退去時に還付します（利子は付きません）。

4. 入居に関する留意事項

（1）住宅の使用期間について

移住希望者向け市営住宅（地域対応活用住宅）は、移住・定住希望者が居住する住宅を取得するまでの期間等、定住の検討に要する期間の住居を提供し、移住・定住の足掛かりとなる受け入れ場所を確保するという目的から、その使用期間は原則として1年以内となっています。入居者の実情を勘案し、やむを得ないと認められる場合は、使用期間を延長できますが、原則は1年以内に定住先を確保し退去していただきます。

(2) 住宅使用料（家賃）の納入について

住宅使用料（家賃）は、条例で定められており、収入に応じて変わります。

毎月月末が納付期限となっており、口座振替による納付を推奨しています。

市が発行する納付書を使って納付する場合は、納付書に記載の各金融機関及びコンビニエンスストア等、または市役所会計課窓口及び各行政局窓口で納付してください。

(3) 収入認定について

住宅使用料（家賃）は収入に応じて変わるため、翌年度の家賃が変更となる場合があります。収入の認定は、毎年10月1日を基準とする収入申告により行います。

詳しい手続きは、収入申告の時期に市から通知します。

(4) 世帯の異動、連帯保証人の変更等の届出について

転入、転出、出生、死亡、その他の理由で世帯に異動が生じた場合や、連帯保証人が変更になる場合は、速やかに届け出てください。

(5) 居室の模様替（改修工事）等について

原則禁止していますが、エアコンの設置に伴う壁面の穴開けなど、やむを得ない事情がある場合には、申請書を提出して市の承認を得れば行うことができます。但し、退去の際は原状回復していただく必要があります。

(6) 修繕料の負担について

破損ガラスの取替え、畳の表替え、ふすまの表紙・障子紙の張替え、消耗品の取替え、その他の小修繕については、入居者に修繕料を負担していただきます。

建物構造部分（壁・基礎・柱・床等）については市の負担となりますが、入居者の責めに帰すべき事由により修繕が必要になった場合には、入居者に負担していただくことがあります。

(7) 共同施設に要する費用について

共同施設（共有部分）の電気・水道、浄化槽等の料金は、入居者の負担になります。これらの共益費等の都合上、団地内の組・班（自治会）に加入していただくことをお願いしています。

また、駐車場の使用が認められている市営住宅の駐車場代は無料です（原則として1世帯1台まで）。

(8) 動物の飼育禁止について

ペット（犬や猫等）は飼育できません。

(9) その他

入居者が使用許可の条件や条例・規則等の規定を遵守しない場合、使用許可を取り消し、住宅の明け渡しを請求することがあります。

他の入居者とのトラブル等がないよう、規定を守って入居してください。

5. 退去について

退去する場合には、5日前までに「市営住宅退去届」を提出し、退去検査を受けてください。なお、畳の表替え、ふすまの表紙・障子紙の張替えは、入居していた期間にかかわらず入居者負担で行っていただきます。

6. その他

その他不明な点がございましたら、市役所都市計画課または都路行政局産業建設係までお問い合わせください。

- ◇ 本庁建設部 都市計画課 Tel 0 2 4 7 - 8 2 - 1 1 1 4
- ◆ 都路行政局 産業建設係 Tel 0 2 4 7 - 7 5 - 3 5 5 0

【メールでの問合せ】

本庁建設部 都市計画課 toshikei@city.tamura.lg.jp